

○建設コンサルタント登録規程

〔昭和52年4月15日号外〕
建設省告示第717号

改正：昭和58年5月31日号外 建設省告示第1188号〔第1次改正〕
昭和59年3月21日 建設省告示第633号〔第2次改正〕
平成元年4月17日 建設省告示第1011号〔第3次改正〕
平成6年8月16日 建設省告示第1801号〔第4次改正〕
平成8年11月13日号外 建設省告示第2073号〔第5次改正〕
平成11年3月19日 建設省告示第697号〔第6次改正〕
平成12年3月29日号外 建設省告示第888号〔第7次改正〕
平成12年12月20日 建設省告示第2425号〔第8次改正〕
平成14年5月9日 国土交通省告示第376号〔第9次改正〕
平成15年4月28日号外 国土交通省告示第455号〔第10次改正〕
平成16年3月4日 国土交通省告示第223号〔第11次改正〕
平成16年4月2日号外 国土交通省告示第449号〔第12次改正〕
平成16年11月9日 国土交通省告示第1355号〔第13次改正〕
平成17年3月18日 国土交通省告示第299号〔第14次改正〕
平成17年3月22日 国土交通省告示第305号〔第15次改正〕
平成19年3月28日号外 国土交通省告示第402号〔第16次改正〕

(目的)

第1条 この規程は、建設コンサルタントの登録について必要な事項を定めることを目的とする。

(登録)

第2条 建設コンサルタント（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第19条第3号にいう建設コンサルタントをいう。以下同じ。）のうち、別表の上欄に掲げる登録部門に係る営業を営む者は、この規程の定めるところにより、国土交通省に備える建設コンサルタント登録簿（以下「登録簿」という。）に登録を受けることができる。

2 前項の登録の有効期間は、5年とする。

3 第1項の登録の有効期間満了の後引き続き当該登録部門に係る営業を営む者は、登録の更新を受けることができる。

(登録の要件)

第3条 登録を受けようとする者（前条第3項の規定により登録の更新を受けようとする者を含む。以下同じ。）は、次に該当する者でなければならない。

一 登録を受けようとする登録部門ごとに当該登録部門に係る業務の技術上の管理をつかさどる専任の者で次のいずれかに該当するものを置く者であること。

イ 登録部門ごとに、それぞれ別表の下欄に掲げる要件に該当する者

ロ 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含む。）を卒業した後登録部門に係る業務に関し20年以上の実務の経験を有する者その他の者であって、国土交通大臣が登録部門ごとにそれぞれ別表の下欄に掲げる要件に該当する者（技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち技術部門を総合技術監理部門とするものに合格している者を除く。）と同程度の知識及び技術を有するものと認定したもの

二 建設コンサルタント業務に関する契約を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有

しないことが明らかな者でないこと。

(登録の申請)

第4条 登録を受けようとする者は、国土交通大臣に、次に掲げる事項を記載した登録申請書(別記様式第1号)を提出するものとする。

- 一 商号又は名称
 - 二 営業所(本店又は常時建設コンサルタント業務に関する契約を締結する支店若しくは事務所をいう。)の名称及び所在地
 - 三 法人である場合においてはその資本金額(出資総額を含む。)及び役員の氏名、個人である場合においてはその氏名及び支配人があるときはその者の氏名
 - 四 登録を受けようとする登録部門及び当該登録部門に係る業務の技術上の管理をつかさどる者で前条第1号イ又はロに該当するものの氏名
 - 五 他に営業又は事業を行つている場合においては、その営業又は事業の種類
- 2 前項の規定による登録申請書の提出は、登録の更新を受けようとする者にあつては、登録の有効期間満了の日の90日前から30日前までの間に行うものとする。
- 3 第1項の登録申請書には、次に掲げる書類(登録の更新を受けようとする者にあつては、第4号から第6号まで、第11号及び第12号に掲げる書類)を添付するものとする。
- 一 建設コンサルタント業務経歴書(別記様式第2号)
 - 二 直前3年の各事業年度における事業収入金額(他に営業又は事業を行つている場合においては、当該営業又は事業に係る収入金額を除く。)を記載した書面(別記様式第3号)
 - 三 使用人数を記載した書面(別記様式第4号)
 - 四 前条第1号に規定する要件を備えていることを証する書面(別記様式第5号)
 - 五 登録を受けようとする者(法人である場合においては当該法人及びその役員、個人である場合においてはその者及び支配人)及び法定代理人が第6条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面(別記様式第6号)
 - 六 登録を受けようとする者(法人である場合においてはその役員、個人である場合においてはその者及び支配人)及び法定代理人の略歴書(別記様式第7号)
 - 七 登録を受けようとする者に所属する技術士法による技術士等の一覧表(別記様式第8号)
 - 八 法人である場合においては、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者の氏名又は名称、住所及びその有する株式の数又はその者のなした出資の価額を記載した書面(別記様式第9号)
 - 九 法人である場合においては、直前1年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表(別記様式第10号から第13号まで)
 - 十 個人である場合においては、直前1年の各営業年度の貸借対照表及び損益計算書(別記様式第14号及び第15号)
 - 十一 商業登記がなされている場合においては、登記事項証明書
 - 十二 営業の沿革を記載した書面(別記様式第16号)
 - 十三 建設コンサルタントの組織する団体に所属する場合においては、当該団体の名称及び当該団体に所属した年月日を記載した書面(別記様式第17号)
- 4 登録を受けようとする者は、関係書類正本一通を提出するものとする。
- (登録の実施)

第5条 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第1項の規定により登録をしない場合を除くほか、遅滞なく、前条第1項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を登録簿に登録するものとする。

(登録をしない場合)

第6条 国土交通大臣は、第4条の規定による登録の申請があつた場合において、登録を受けようとする者が次の各号のいずれか（登録の更新を受けようとする者にあつては、第1号又は第3号から第6号までのいずれか）に該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類中に重要な事項についての虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしないものとする。

- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - 二 第11条第1項第4号、第8号又は第10号に該当することにより登録を消除され、その消除の日から2年を経過しない者
 - 三 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - 四 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
 - 五 法人でその役員のうち第1号から第3号までのいずれかに該当する者（第2号に該当する者については、その者が第11条第1項の規定により登録を消除される以前から当該法人の役員であつた者を除く。）のあるもの
 - 六 個人でその支配人のうち第1号から第3号までのいずれかに該当する者（第2号に該当する者については、その者が第11条第1項の規定により登録を消除される以前から当該個人の支配人であつた者を除く。）のあるもの
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により登録をしない場合においては、遅滞なく、理由を付してその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(現況報告書の提出)

第7条 登録を受けた者（第2条第3項の規定により登録の更新を受けた者を含む。以下同じ。）は、毎事業年度経過後4月以内に、現況報告書（別記様式第18号）及び第4条第3項第9号又は第10号の書類を国土交通大臣に提出するものとする。

- 2 第4条第4項の規定は、前項の書類の提出について準用する。

(変更等の届出)

第8条 登録を受けた者は、第4条第1項各号に掲げる事項について変更があつた場合においては、30日以内に、その旨の変更届出書（別記様式第19号）及びその変更が次に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる書類を国土交通大臣に提出するものとする。

- 一 第4条第1項第1号から第3号までに掲げる事項の変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る。）
当該変更に係る登記事項を記載した登記事項証明書
 - 二 第4条第1項第3号に掲げる事項のうち役員又は支配人の新任に係る変更
当該役員又は支配人に係る第4条第3項第5号及び第6号に掲げる書類
 - 三 第4条第1項第4号に掲げる事項のうち登録部門に係る業務の技術上の管理をつかさどる者で第3条第1号イ又はロに該当するものに係る変更
当該変更に係る第4条第3項第4号に掲げる書面
- 2 第4条第4項の規定は前項の変更届出書又は同項各号の書類の提出について、第5条及び第6条の規定は前項の変更届出書の提出があつた場合について準用する。
- 3 登録を受けた者は、第3条第1号に規定する要件を欠くに至ったとき、又は第6条第1項第1号若しくは第3号から第6号までの規定に該当するに至ったときは、2週間以内に、その旨

を書面で国土交通大臣に届け出るものとする。

(登録部門の追加)

第9条 登録を受けた者が他の登録部門について登録の追加を受けようとするときは、国土交通大臣に、登録追加申請書(別記様式第20号)を提出するものとする。

2 前項の登録追加申請書には、当該登録の追加を受けようとする登録部門に関する第4条第3項第1号、第2号及び第4号に掲げる書類を添付するものとする。

3 第3条(第2号を除く。)の規定は第1項の登録の追加を受けようとする者について、第4条第4項の規定は第1項の登録追加申請書及び前項の書類の提出について、第5条及び第6条の規定は第1項の登録追加申請書の提出があつた場合について準用する。

(廃業等の届出)

第10条 登録を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、30日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出るものとする。

一 死亡したときは、その相続人

二 法人が合併により消滅したときは、その役員であつた者

三 法人が破産手続開始の決定により解散したときは、その破産管財人

四 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したときは、その清算人

五 登録を受けた登録部門に係る営業を廃止したときは、当該登録を受けた者(法人にあつては、その役員)

(登録の消除)

第11条 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに掲げる場合には、当該登録を受けた者の登録の全部又は一部を消除するものとする。

一 前条の規定による届出があつたとき。

二 前号の届出がなくて前条各号のいずれかに該当する事実が判明したとき。

三 登録の有効期間満了の際、登録の更新の申請がなかつたとき。

四 偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。

五 第8条第3項の規定による届出があつたとき。

六 前号の届出がなくて第3条第1号に規定する要件を欠くに至つたことが判明したとき。

七 第5号の届出がなくて第6条第1項第1号又は第3号から第6号までの規定に該当するに至つたことが判明したとき。

八 登録を受けた者(法人である場合においては当該法人若しくはその役員、個人である場合においては当該個人若しくはその支配人)がその業務に関し不誠実な行為をしたとき。

九 正当な理由がなくて第7条第1項の現況報告書又は第8条第1項の変更届出書の提出を怠つたとき。

十 第7条第1項の現況報告書中に重要な事項についての虚偽の記載があることが判明したとき。

2 第6条第2項の規定は、前項の規定により登録の全部又は一部を消除した場合について準用する。

(登録簿の閲覧等)

第12条 国土交通大臣は、登録簿並びに第4条第3項、第7条第1項並びに第8条第1項に規定する書類又はこれらの写しを公衆の閲覧に供するものとする。

2 国、地方公共団体その他の者は、建設コンサルタント業務の発注に関し必要がある場合においては、第7条第1項の現況報告書の写しを国土交通大臣に求めることができる。

(権限の委任)

第13条 この告示に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、登録を受けようとする者又は登録を受けた者の主たる営業所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

- 一 第3条第1号イの別表に掲げる造園部門並びに都市計画及び地方計画部門に係る実務の経験を審査すること。
- 二 第3条第1号ロの規定により認定すること。

附 則 [平成16年3月4日 国土交通省告示第223号]

(施行期日)

- 1 この告示は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に改正前の建設コンサルタント登録規程（以下「旧規程」という。）に基づき河川、砂防及び海岸部門、建設機械部門又は電気・電子部門の登録を受けている者は、それぞれ、改正後の建設コンサルタント登録規程（以下「新規程」という。）に基づき河川、砂防及び海岸・海洋部門、機械部門又は電気電子部門の登録を受けているものとみなす。
- 3 この告示の施行前にした旧規程に規定する河川、砂防及び海岸部門、上水道及び工業用水道部門、下水道部門、森林土木部門、建設機械部門又は電気・電子部門に係る申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、それぞれ、新規程に規定する河川、砂防及び海岸・海洋部門、上水道及び工業用水道部門、下水道部門、森林土木部門、機械部門又は電気電子部門に係る申請等とみなす。
- 4 この告示の施行の際現に旧規程別表に規定する河川、砂防及び海岸部門、上水道及び工業用水道部門、下水道部門、森林土木部門、建設機械部門又は電気・電子部門の技術上の管理をつかさどる者の要件に該当している者は、それぞれ、新規程別表に規定する河川、砂防及び海岸・海洋部門、上水道及び工業用水道部門、下水道部門、森林土木部門、機械部門又は電気電子部門の技術上の管理をつかさどる者の要件に該当するものとみなす。
- 5 この告示の施行の際現に技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）による改正前の技術士法施行規則（昭和59年総理府令第5号。以下「旧規則」という。）第11条第1項の表9の項の河川、砂防及び海岸とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を同表同項の建設一般並びに河川、砂防及び海岸とするものに限る。）とするものに合格しており、この告示の施行の日以降に同法による建設部門又は総合技術監理部門の登録を受けた者は、新規程別表に規定する河川、砂防及び海岸・海洋部門の技術上の管理をつかさどる者の要件に該当するものとみなす。
- 6 この告示の施行の際現に技術士法による第2次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を旧規則第11条第1項の表1の項の流体機械、建設、鉱山、荷役及び運搬機械又は機械設備とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を同表同項の機械一般並びに流体機械、建設、鉱山、荷役及び運搬機械又は機械設備とするものに限る。）とするものに合格しており、この告示の施行の日以降に同法による機械部門又は総合技術監理部門の登録を受けた者は、新規程別表に規定する機械部門の技術上の管理をつかさどる者の要件に該当するものとみなす。
- 7 この告示の施行の際現に技術士法による第2次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を旧規則第11条第1項の表10の項の水道一般並びに上水道及び工業用水道若しくは下水道とするもの、同表13の項の林業一般及び森林土木とするもの又は同表4の項の電気・電子一般及び発送配変電、電気応用、電子応用、情報通信若しくは電気設備とするものに限る。）とするものに合格しており、この告示の施行の日以降に同法による総合技術監理部門の登録を

受けた者は、それぞれ、新規別表上水道及び工業用水道部門、下水道部門、森林土木部門又は電気電子部門の技術上の管理をつかさどる者の要件に該当するものとみなす。

- 8 この告示の施行の際現に技術士法による第2次試験のうち技術部門を衛生工学部門（選択科目を旧規則第11条第1項の表11の項の廃棄物処理（技術士法による改正前の旧技術士法（昭和32年法律第124号）による本試験のうち技術部門を衛生工学部門（選択科目を技術士法施行規則の一部を改正する総理府令（昭和57年総理府令第37号）による改正前の技術士法施行規則（昭和32年総理府令第85号）第10条第1項の表11の項の汚物処理とするものに限る。）とするものを含む。以下この項において同じ。）又は廃棄物管理計画とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を旧規則第11条第1項の表11の項の衛生工学一般及び廃棄物処理又は廃棄物管理計画とするものに限る。）とするものに合格しており、この告示の施行の際現に技術士法による衛生工学部門又は総合技術監理部門の登録を受けている者及びこの告示の施行の日以降に同法による登録を受けた者は、新規別表に規定する廃棄物部門の技術上の管理をつかさどる者の要件に該当するものとみなす。

附 則 [平成16年4月2日号外 国土交通省告示第449号]

この告示による改正後の告示の規定は、平成16年3月31日以後に終了する事業年度に係る財務に関する書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 [平成16年11月9日 国土交通省告示第1355号]

この告示は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 [平成19年3月28日 国土交通省告示第402号]

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の建設コンサルタント登録規程様式第10号から様式第15号まで及び様式第18号トの規定は、平成18年5月1日以後に決算期の到来した事業年度に係る書類について適用する。ただし、平成19年4月30日までに決算期の到来した事業年度に係るものについては、なお従前の例によることができる。
- 3 この告示による改正前の建設コンサルタント登録規程第13条から第16条までの規定による手続については、平成19年4月30日までは、なお従前の例によることができる。

別表（第2条、第3条関係）

登録部門	技術上の管理をつかさどる者の要件
河川、砂防及び海岸・海洋部門	技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を河川、砂防及び海岸・海洋とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目

	を建設一般並びに河川、砂防及び海岸・海洋とするものに限る。) とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
港湾及び空港部門	技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を港湾及び空港とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設一般並びに港湾及び空港とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
電力土木部門	技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を電力土木とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設一般及び電力土木とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
道路部門	技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を道路とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設一般及び道路とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
鉄道部門	技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を鉄道とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設一般及び鉄道とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
上水道及び工業用水道部門	技術士法による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門（選択科目を上水道及び工業用水道とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を上下水道一般並びに上水道及び工業用水道とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
下水道部門	技術士法による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門（選択科目を下水道とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を上下水道一般及び下水道とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
農業土木部門	技術士法による第二次試験のうち技術部門を農業部門（選択科目を農業土木とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を農業一般及び農業土木とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
森林土木部門	技術士法による第二次試験のうち技術部門を森林部門（選択科目を森林土木とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を森林一般及び森林土木とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
水産土木部門	技術士法による第二次試験の技術部門を水産部門（選択科目を水産土木とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を水産一般及び水産土木とするものに限る。）に合格し、同法による登録を受けている者であること。
廃棄物部門	技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門（選択科目を廃棄物管理とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を衛生工学一般及び廃棄物管理とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。

造園部門	技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を都市及び地方計画とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設一般並びに都市及び地方計画とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者で、造園部門に係る業務に関し実務の経験を有するものであること。
都市計画及び地方計画部門	1 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を都市及び地方計画とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設一般並びに都市及び地方計画とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。 2 建設士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の免許を受けている者で、当該免許を受けた後都市計画及び地方計画部門に係る業務に関し5年以上実務の経験を有するものであること。
地質部門	技術士法による第二次試験のうち技術部門を応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を応用理学一般及び地質とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
土質及び基礎部門	技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を土質及び基礎とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設一般並びに土質及び基礎とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
鋼構造及びコンクリート部門	技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を鋼構造及びコンクリートとするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設一般並びに鋼構造及びコンクリートとするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
トンネル部門	技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目をトンネルとするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設一般及びトンネルとするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
施工計画、施工設備及び積算部門	技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を施工計画、施工設備及び積算とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設一般並びに施工計画、施工設備及び積算とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
建設環境部門	技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を建設環境とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設一般及び建設環境とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
機械部門	技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット又は情報・精密機器とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を機械一般並びに機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット又は情報・精密機器とするものに限る。）とす

	るものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
電気電子部門	技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子一般及び発送配変電、電気応用、電子応用、情報通信又は電気設備とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。

別記様式（略）

＊ 参考 1

平成 16 年度から技術士の技術部門名称が一部見直されています。

登録規程に関するものは以下のとおりです。

名称が見直された技術部門	平成 15 年度以前の名称
上下水道部門	水道部門
森林部門	林業部門
電気電子部門	電機・電子部門

＊ 参考 2

平成 16 年度から技術士二次試験の選択科目の内容が一部変更となりました。

経過措置として、次のとおり、平成 15 年度以前の選択科目でも、技術管理者として認めることとしています。

登録規程 登録部門	経過措置として技術管理者として認められる技術士	
	技術部門名	平成 15 年度以前の二次試験選択科目
河川、砂防及び海岸・海洋	建設部門 総合技術監理部門	「河川、砂防及び海岸」
機械	機械部門 総合技術監理部門	「流体機械」「建設、鉱山、荷役及び運搬機械」「機械設備」
廃棄物	衛生工学部門 総合技術監理部門	「廃棄物管理計画」「廃棄物処理」「汚物処理※」

※経過措置として認められるのは、「廃棄物処理」の前身である昭和 43 年度～昭和 57 年度の「汚物処理」です。